

亀山市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
樺野自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の住所
変更前 亀山市菅内町1588番地
変更後 亀山市菅内町1577番地
- 3 変更の年月日
平成28年4月1日
- 4 変更の理由
届出住所の変更による